

看護補助員（嘱託職員）の募集

■申し込み

- 1 申し込み方法 **必ず事前に電話連絡後**、履歴書（写真付）を持参又は郵送してください。
- 2 申し込み先 〒802-0803 福岡県北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
北九州市立総合療育センター事務科（担当：宮武）
電話番号：093-922-5596

■仕事内容

病棟における看護補助業務（食事介助、身体介助、入浴介助、ベッドメイキング等）

■勤務条件

- 1 身分 社会福祉法人北九州市福祉事業団の嘱託職員
- 2 業務内容 総合療育センター看護科（病棟）における看護補助員の業務
- 3 委嘱期間 令和4年2月1日から令和4年3月31日まで（試用期間なし）
※翌年度以降、原則更新。勤務成績や健康状態等の条件あり。
- 4 勤務場所 北九州市立総合療育センター
北九州市小倉南区春ヶ丘10番4号
- 5 勤務時間・勤務日数等
 - (1) 勤務時間 （早出）午前 7時15分～午後4時 （休憩45分・休息30分）
（日勤）午前 8時15分～午後5時 （休憩45分・休息30分）
（遅出）午前10時45分～午後7時30分（休憩45分・休息30分）
 - (2) 時間外勤務 必要に応じてあり
 - (3) 休日等 4週8休、祝日（休日が勤務の場合は代休あり）
年末年始（勤務の場合は年末年始手当あり）
 - (4) 年次休暇 有り（初年度2日付与）※2月採用の場合
翌年度以降法定とおり
 - (5) その他 病気休暇、子の看護休暇、短期介護休、介護休暇等
- 6 賃金
 - (1) 月額 172,700円（処遇改善費20,000円、特定処遇改善費6,000円含む）
 - (2) 通勤手当 月額55,000円を上限とする
 - (3) 支払日 毎月20日（ただし、時間外勤務手当等実績分は翌月20日）
 - (4) 一時金 初年度なし（賞与には処遇改善費及び特定処遇改善費は含みません）
翌年度以降年2回（6月、12月）※昨年実績4.45月
 - (5) 退職金 初年度なし
※翌年度以降、4月から1年間雇用があった場合に、社会福祉施設職員等退職
手当法に基づく退職共済に加入
- 7 福利厚生
健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、定期健康診断等
- 8 その他
その他詳細は面接の際にお伝えします